

行政指導に関する指針等

行政指導の名称	危険物施設等に対する消防活動支援指針
根拠法令等・条項	
所 管 課	予防部危険物保安課
行政指導の趣旨	この指針は、災害発生の際、消防活動が困難と認められる事業所において、消防隊への情報提供手段等を定めることにより、消防活動の迅速かつ円滑な支援を図ることを目的とする。
その対象となり得る者の範囲又は該当する行為	<ol style="list-style-type: none">1 石油コンビナート等災害防止法に定める特定事業所2 1以外で管轄消防署長が災害発生の際、消防活動が困難と認められる事業所
その対象となり得る者に対して求めることとなる作為又は不作為の内容	消防施設等の表示、情報提供資料の届出の提出
責 任 者	消防局予防部危険物保安課長又は消防署長